

佐賀県規則第16号

佐賀県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県漁港管理条例施行規則（昭和48年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
漁港名	施設の名称	金額	漁港名	施設の名称	金額
略			略		
高串漁港	略		高串漁港	略	
	道路護岸泊地C	略		道路護岸泊地C	略
			<u>3号突堤泊地</u>	<u>8円</u>	
略			略		

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。